

2. 河川事業の概要

近年、局地的な大雨や集中豪雨による内水及び洪水氾濫、大規模地震などによる甚大な被害が全国で多発しており、三重県内でも平成24年9月には鈴鹿川沿川で甚大な浸水被害が発生したほか、平成26年8月には雲出川沿川で、平成29年10月には宮川及び勢田川沿川で浸水被害が発生している状況です。

三重河川国道事務所では、一級水系の鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川において、このような水災害に備え、被害を最小限に軽減するほか、河川環境の保全や水辺利用の促進を図ることにより、地域の安全・安心を確保し、地域経済を支えることとしています。

そのため、各水系の河川整備計画（11頁参照）、水防災意識社会再構築ビジョン（15頁参照）、流域治水プロジェクト（16頁参照）等に基づいて、

- 河川改修：洪水氾濫を未然に防ぐため、或いは堤防から越水等をした場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすため、すなわち被害の防止・最小化等を図るための、堤防・護岸の整備や河道掘削等
 - 環境整備：自然再生や水辺利用のための、魚道改良や高水敷・護岸整備等
 - 河川管理：巡視・点検等による状態把握、これを踏まえた河川管理施設の補修・更新等
河川法に基づく許認可、安全利用のための取組等
 - 河川調査：河川の計画・管理等のための降水量・水位・流量の観測や、それらに基づく洪水予報・水防警報、適正な水質管理のための水質調査等
- など、ハード・ソフト両面の取組を行っています。

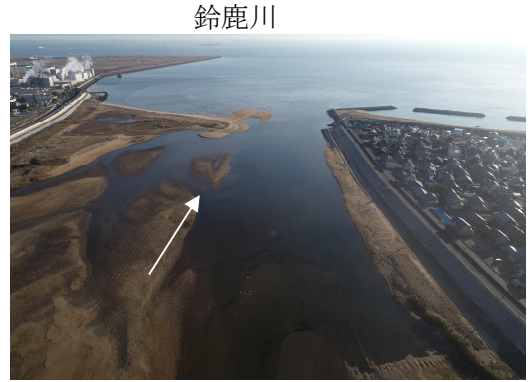
事業費内訳表

(単位：百万円)

工種	河川名	市町村名	事業名	R5 事業費	(R5補正)	R6 事業費	(R6補正)	R7 事業費	(R7補正)	R8 事業費	備考
改修	鈴鹿川	四日市市、鈴鹿市、亀山市	一般河川改修事業	544.0	833.0	520.0	785.0	514.0	590.0	515.4	
	雲出川	津市、松阪市	一般河川改修事業	850.0	959.0	977.0	1,060.0	1,008.0	1,135.2	979.7	
	櫛田川	松阪市、多気町	一般河川改修事業	132.0	270.0	130.0	275.0	128.0	239.0	156.3	
	宮川	伊勢市、玉城町	一般河川改修事業	1,000.0	420.0	937.4	365.0	903.0	230.0	1,007.5	
	小計			2,526.0	2,482.0	2,564.4	2,485.0	2,553.0	2,194.2	2,658.9	
維持修繕 + 対応	鈴鹿川	四日市市、鈴鹿市、亀山市	河川維持修繕事業	434.6	159.5	445.0	111.5	447.5	41.2	470.9	
	雲出川	津市、松阪市	河川維持修繕事業	359.7	134.6	368.2	31.0	387.0	32.6	410.0	
	櫛田川	松阪市、多気町	河川維持修繕事業	307.2	112.3	338.1	136.0	337.2	22.8	354.7	
	宮川	伊勢市、玉城町	河川維持修繕事業	368.2	29.4	401.6	226.0	410.3	401.0	409.0	
	鈴鹿川	四日市市、鈴鹿市、亀山市	河川工作物関連応急対策事業	—	—	—	—	—	—	—	
	雲出川	津市、松阪市	河川工作物関連応急対策事業	20.0	—	—	—	—	—	—	
	櫛田川	松阪市、多気町	河川工作物関連応急対策事業	50.0	14.0	—	—	—	—	—	
	宮川	伊勢市、玉城町	河川工作物関連応急対策事業	—	—	360.0	—	240.0	—	—	
小計			1,539.7	449.8	1,912.9	504.5	1,822.0	497.6	1,644.6		
環境	櫛田川	松阪市	総合水環境整備事業	16.0	120.0	7.5	75.0	13.5	—	50.0	
	宮川	玉城町	総合水環境整備事業	2.0	79.0	2.0	82.6	59.0	—	14.0	
	小計			18.0	199.0	9.5	157.6	72.5	0.0	64.0	
災害	鈴鹿川	鈴鹿市	河川等災害復旧事業	—	—	—	—	—	—	—	
	櫛田川	松阪市	河川等災害復旧事業	108.2	108.2	48.0	33.6	14.4	—	—	
	宮川	松阪市	河川等災害復旧事業	325.3	171.4	—	—	—	—	—	
	小計			433.5	279.6	48.0	33.6	14.4	0.0	0.0	
合計				4,517.2	3,410.4	4,534.8	3,180.7	4,461.9	2,691.8	4,367.5	

2. 1 鈴 鹿 川

鈴鹿川は、昭和42年5月に一級河川として指定され、このうち本支川（鈴鹿川28.5km、鈴鹿川派川4.0km、内部川6.8km、安楽川1.9km）の直轄管理区間（計41.2km）について、河川改修ならびに維持管理を行っています。



鈴鹿川
塩浜地区 河道掘削

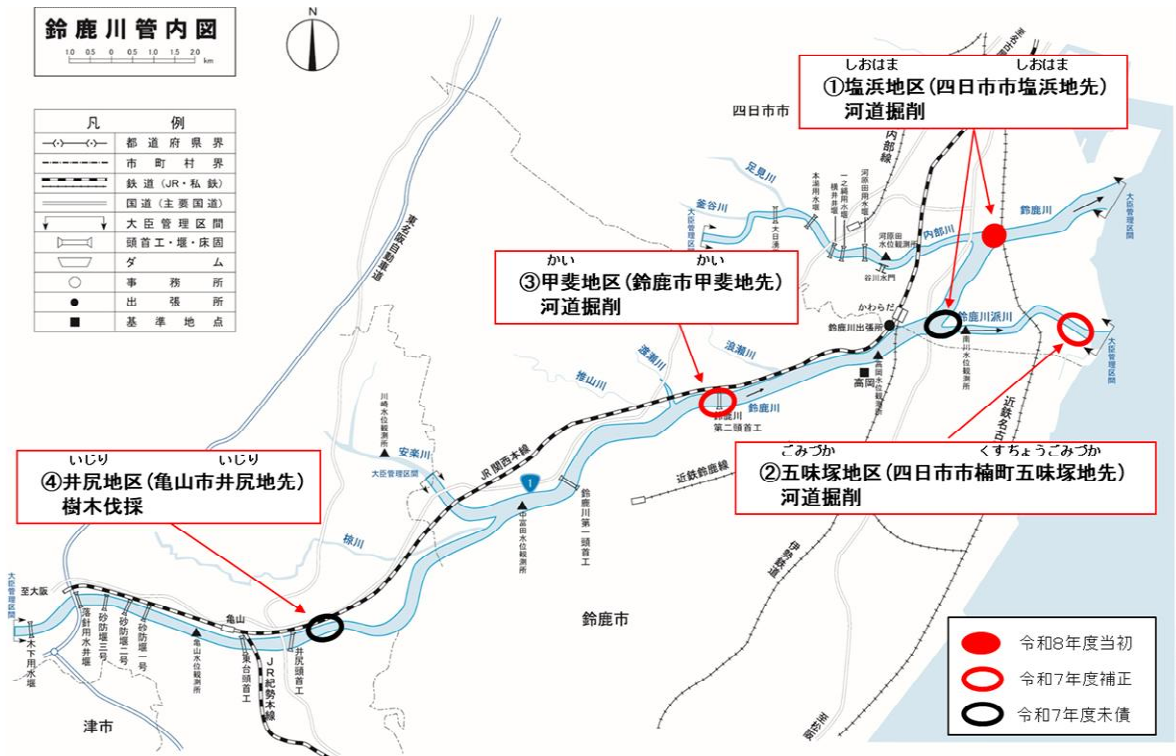
(1) 令和8年度の主な事業内容

1) 鈴鹿川の河川改修

○鈴鹿川塩浜地区、甲斐地区、鈴鹿川派川五味塚地区において、河川整備計画目標流量を安全に流下させるのに必要な河道断面を確保するための河道掘削および樹木伐採を実施します。（下図①、②、③）。

2) 鈴鹿川の維持・管理

○鈴鹿川本川・支川の護岸等の補修、洪水時に流れの障害となる河道内樹木の伐採、流下能力不足の要因となる堆積土砂の掘削、堤防を含む河川管理施設の維持補修を実施します。また、堤防の除草を行い、除草従事者または河川巡視等により異常の有無を確認し、発見時には適正な補修を行うなどの維持管理を行います（17頁（1）参照）（下図④）。



2.2 雲出川

雲出川は、昭和41年3月に一級河川として指定され、このうち本支川（雲出川 16.2km、雲出古川2.5km、中村川5.1km、波瀬川4.7km）の直轄管理区間（計 28.5km）について、河川改修ならびに維持管理を行っています。



須賀瀬地区 河道掘削

(1) 令和8年度の主な事業内容

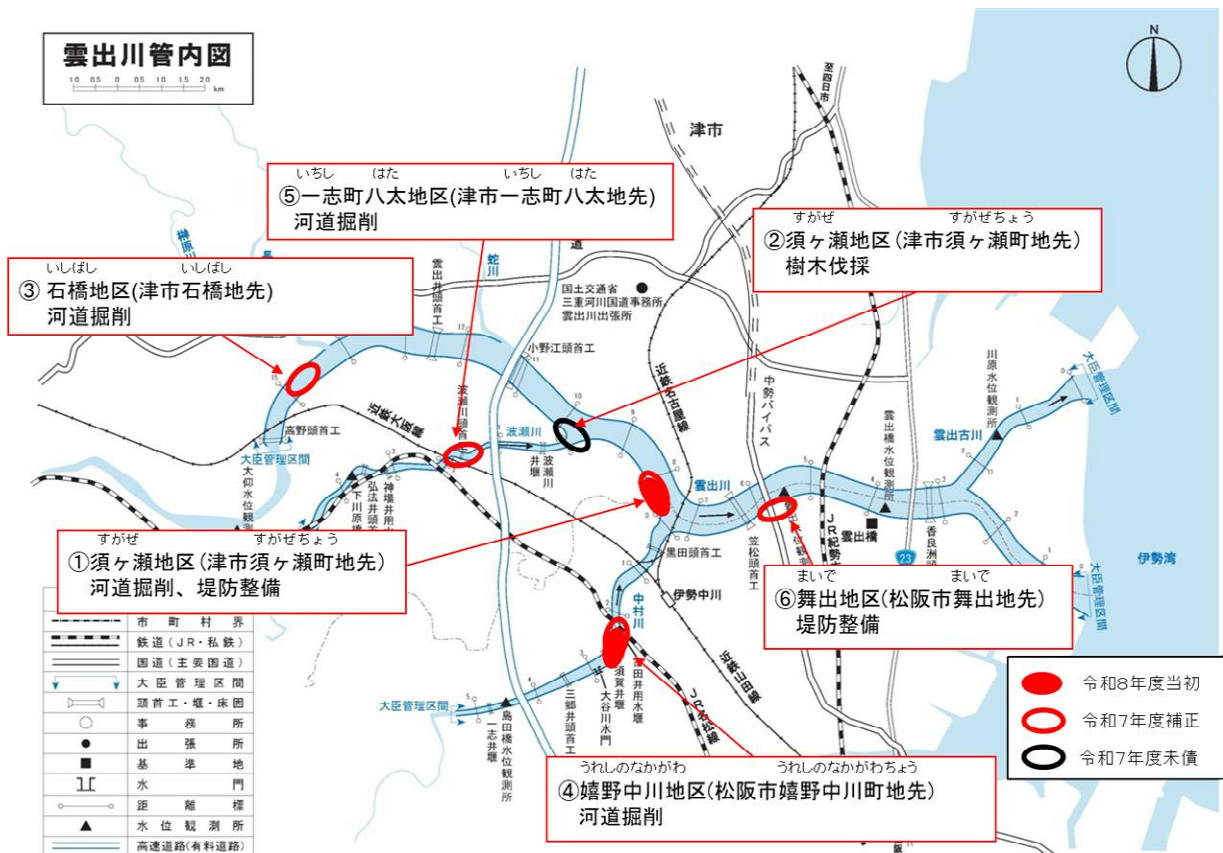
1) 雲出川の河川改修

○雲出川須ヶ瀬地区、石橋地区、中村川嬉野中川地区、波瀬川一志町八太地区、において、河川整備計画目標流量を安全に流下させるのに必要な河道断面を確保するため、河道掘削を実施します（下図①、②、③、④、⑤）。

○雲出川須ヶ瀬地区、舞出地区において、河川整備計画目標流量を安全に流下させるのに必要な堤防断面（高さ及び幅）を確保するため、築堤護岸整備を実施します（下図①、⑥）。

2) 雲出川の維持・管理

○雲出川本川・支川の護岸等の補修、洪水時に流れの阻害となる河道内樹木の伐採、流下能力不足の要因となる堆積土砂の掘削、堤防を含む河川管理施設の維持補修を実施します。また、堤防の除草を行い、除草従事者または河川巡視により異常の有無を確認し、発見時には適正な補修を行うなどの維持管理を行います（17頁（1）参照）（下図⑥）。



2.3 榊田川

榊田川は、昭和42年5月に一級河川として指定され、このうち本支川（榊田川18.9km、佐奈川5.4km、派川祓川0.1km）の直轄管理区間（計24.4km）について、河川改修ならびに維持管理を行っています。



清水地区 築堤護岸整備

(1) 令和8年度の主な事業内容

1) 榊田川の河川改修

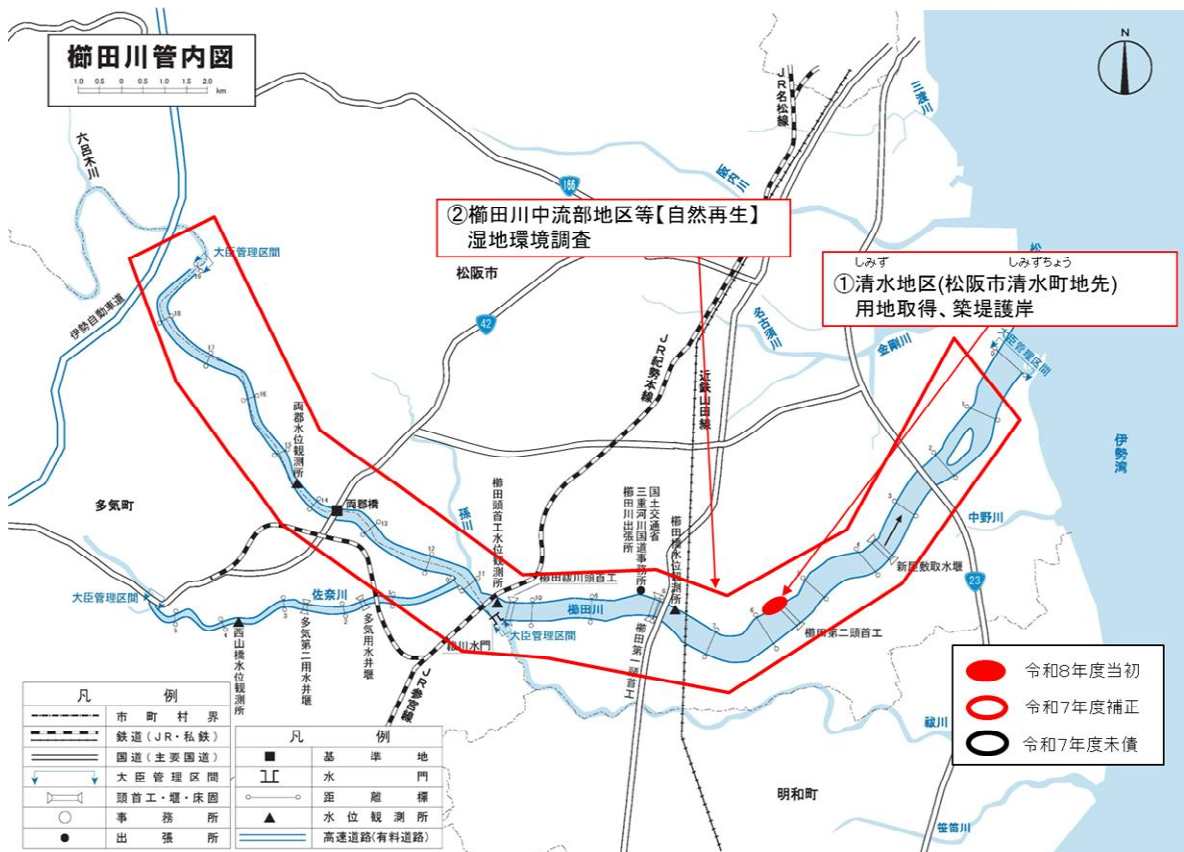
○榊田川清水地区において、河川整備計画目標流量を安全に流下させるのに必要な堤防断面（高さ及び幅）を確保するため、築堤護岸、整備に必要な用地取得を実施します（下図①）。

2) 榊田川中流部での湿地環境再生〔自然再生事業〕

○湿地環境再生のためのモニタリング調査を実施します（下図②）。

3) 榊田川の維持・管理

○榊田川本川・支川の護岸等の補修、洪水時に流れの阻害となる河道内樹木の伐採、流下能力不足の要因となる堆積土砂の掘削、堤防を含む河川管理施設の維持補修を実施します。また、堤防の除草を行い、除草従事者または河川巡視により異常の有無を確認し、発見時には適正な補修を行うなどの維持管理を行います（17頁（1）参照）。



2. 4 宮 川

みやがわ
宮川は、昭和50年4月に一級河川として指定され、このうち本支川（宮川11.6km、大湊川1.7km、五十鈴川3.2km、勢田川6.1km）の直轄管理区間（計22.6km）について、河川改修ならびに維持管理を行っています。



船江地区 桧尻川排水機場ポンプ増強

(1) 令和8年度の主な事業内容

1) 宮川の河川改修

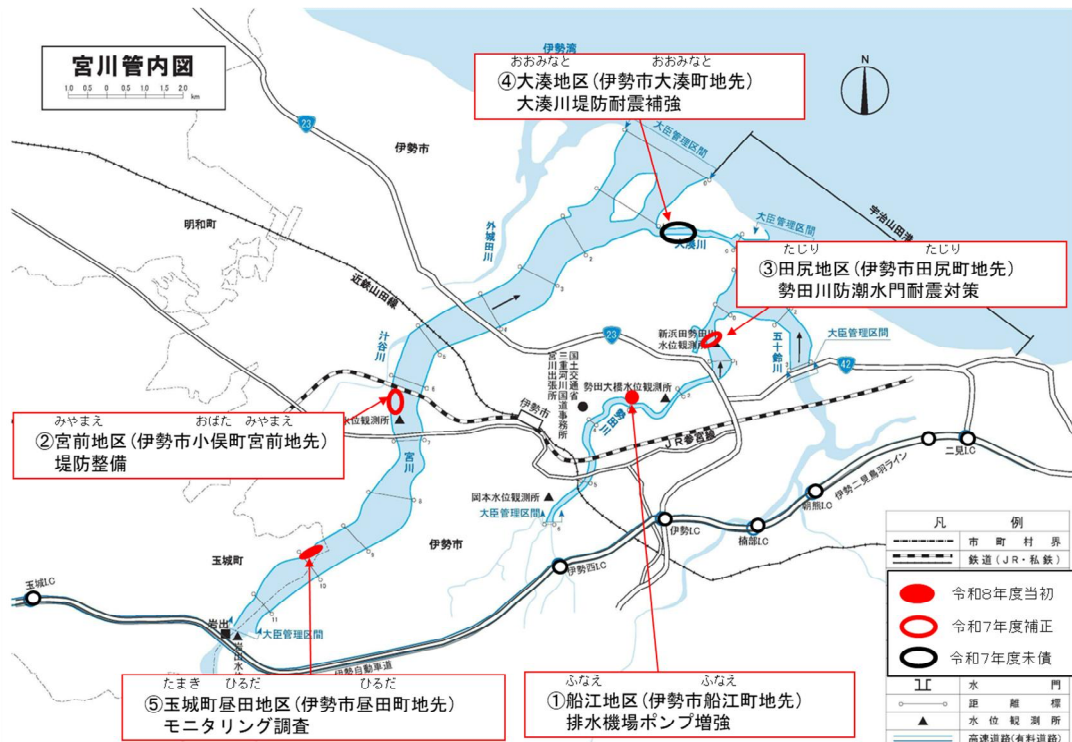
- 勢田川船江地区において、「勢田川流域等浸水対策実行計画」に基づき、浸水被害軽減のために、桧尻川排水機場ポンプの増強を実施します（次項（3）参照）（下図①）。
- 宮川小俣町宮前地区において、河川整備計画目標流量を安全に流下させるのに必要な堤防断面（高さ）を確保するため、築堤整備を実施します（下図②）。
- 田尻町地区において、将来発生が予想されている大規模地震を踏まえて、国民の生命と財産を守るため、勢田川防潮水門の耐震対策を実施し、早期に地域の安全性の向上を図ります。（下図③）
- 大湊川大湊地先において、地震に対する堤防の安全性を確保するため、耐震対策を実施します（下図④）

2) 宮川上流部での環境・親水性の向上 [水辺整備事業]

- 「玉城町かわまちづくり計画」に基づき昼田地区において、樹木伐採及び利用状況及び魚類等生息状況等のモニタリングを継続実施します（次項（2）参照）（下図⑤）。

3) 宮川の維持・管理

- 宮川本川・支川の護岸等の補修、洪水時に流れの阻害となる河道内樹木の伐採、流下能力不足の要因となる堆積土砂の掘削、堤防を含む河川管理施設の維持補修を実施します。また、堤防の除草を行い、除草従事者または河川巡視により異常の有無を確認し、発見時には適正な補修を行うなどの維持管理を行います（17頁（1）参照）。



(2) 宮川の環境に配慮した整備事業について

1) 玉城町^{たまきちょう}かわまちづくり計画

当該地区では、宮川の自然を生かした空間利用を目的として、高水敷整備、管理用通路整備、親水護岸整備を実施しました（水辺の楽校）。令和5年度に、玉城町がまちの活性化を目的に、当該地域を活用したかわまちづくり計画を策定しました。

令和7年度は利用状況及び魚類等生息状況等のモニタリングを実施するとともに、ワンド周辺の管理用通路の整備等を実施しました。

今年度も引き続き利用状況及び魚類等生息状況等のモニタリングを実施する予定です。



玉城町かわまちづくり整備イメージ



利用状況（水遊びやキャンプ）

(3) 勢田川流域等浸水対策協議会

平成29年台風第21号による大雨で、伊勢市内を流れる勢田川、^{ひのきじり} 桧尻川、^{しるたに} 汗谷川流域において、主に内水氾濫により広範囲に浸水したことを受け、浸水被害軽減に向けた、ソフト・ハードの取組みを計画的・一体的に推進するため、伊勢市・三重県・国土交通省による勢田川流域等浸水対策協議会を立ち上げました。

対策協議会では各行政機関が取組む事業の連携・調整を図り、より効果的な対策を推進すべく「勢田川流域等浸水対策実行計画（平成30年6月19日）」を策定し、これに基づき対策を実施しています。

令和4年6月に勢田川流域等浸水対策の取り組みとして実施する「桧尻川排水機場ポンプ増強本体工事」の着手にあたり、「桧尻川排水機場ポンプ増強本体工事 着工式」を開催しました。

引き続き、対策協議会にて各機関による対策の進捗管理及び達成状況を確認し、早期に目標が達成できるよう進めていきます。



勢田川桧尻川排水機場整備（ポンプ増強）
〔整備完了後の完成イメージ〕



桧尻川排水機場ポンプ増強本体工事 着工式

勢田川流域等浸水対策実行計画 対策メニュー

区分	カテゴリ	No	対象河川(流域)	内容	事業主体	実施する目標期間		
						短期計画Ⅰ期	短期計画Ⅱ期	中長期計画
						実施済(平成30年度～令和7年度)	(令和8年度～令和10年度)	(今後20～30年程度)
ハード対策	河川整備	1	勢田川	緊急的な堤防かさ上げ	国土交通省			
		2	勢田川	河道掘削・堤防かさ上げ	国土交通省	河道掘削・堤防かさ上げを実施		
			勢田川	河道断面の拡幅	国土交通省		整備計画対応完了	
		3	勢田川	勢田川排水機場ポンプ増強	国土交通省			整備完了
		4	勢田川	逆流防止フラップ弁設置	伊勢市			
		5	椋尻川	椋尻川排水機場ポンプ増強	国土交通省		整備計画対応完了	
		6	椋尻川(指定区間)	河道掘削	三重県	指定河道掘削を実施		整備計画対応完了
		7	椋尻川(指定区間)	河川整備	三重県	堤防の引き堤に着手(継続実施中)	堤防の引き堤を継続実施	整備計画対応完了
		8	椋尻川(準用河川)	河川整備	伊勢市			整備計画対応完了
		雨水排水対策	9	勢田川・椋尻川	下水道整備	伊勢市	整備計画未定 3排水区整備を集中的に先行実施	椋尻第2排水区の 排水路整備を継続実施
10	勢田川・椋尻川流域		流域における総合治水対策	国土交通省・三重県 伊勢市		総合治水対策の検討		
ソフト対策		11	勢田川	危機管理型水位計の設置	国土交通省			
		12	勢田川(指定区間・準用河川)	危機管理型水位計の設置	三重県・伊勢市			
		13	勢田川流域	洪水浸水想定区域の指定・公表	国土交通省			
		14	勢田川(指定区間)流域	洪水浸水想定区域図の作成	三重県			
		15	勢田川流域	洪水浸水想定区域の説明会の実施	国土交通省・伊勢市		定期的を実施	
		16	椋尻川(準用河川)	危機管理型水位計の設置	伊勢市			
		17	椋尻川流域	洪水浸水想定区域図の作成	三重県			
		18	椋尻川流域	洪水浸水想定区域の説明会の実施	国土交通省・伊勢市		定期的を実施	
		19	勢田川・椋尻川流域	ハザードマップの更新	伊勢市	R5年度までに更新済み		
		20	勢田川・椋尻川流域	防災啓発体制の強化	伊勢市		継続した啓発活動を実施	
		21	勢田川・椋尻川流域	伊勢市防災大学の開催	伊勢市		継続した教育を実施	
		22	勢田川・椋尻川流域	伊勢市防災コーディネーターの認定	伊勢市		継続した意識高揚を図る	
		23	勢田川・椋尻川流域	防災教育の強化	国土交通省・三重県 伊勢市		継続した啓発活動を実施	
		24	勢田川・椋尻川流域	勢田川浸水状況共有システムの構築	国土交通省・三重県 伊勢市			

浸水被害軽減対策計画メニュー進捗状況(勢田川・椋尻川)

区分	カテゴリ	No.	対象河川(流域)	内容	事業主体	実施する目標期間		
						短期計画Ⅰ期	短期計画Ⅱ期	中長期計画
						実施済(平成30年度～令和7年度)	(令和8年度～令和10年度)	(今後20～30年程度)
ハード対策	河川整備	1	汁谷川	特殊堤整備	三重県	整備計画対応完了		
		2	汁谷川	排水ポンプの新設	三重県	検討を実施	調査・設計を実施	整備計画対応完了
			汁谷川	土砂撤去	三重県・伊勢市			
	3	汁谷川	排水機場の耐水化	伊勢市				
ソフト対策		4	汁谷川	危機管理型水位計の設置	三重県			
		5	汁谷川流域	洪水浸水想定区域図の指定・公表	三重県			
		6	汁谷川流域	洪水浸水想定区域の説明会の実施	三重県・伊勢市		定期的を実施	
		7	汁谷川流域	ハザードマップの更新	伊勢市			

浸水被害軽減対策計画メニュー進捗状況(汁谷川)

【令和8年3月現在】

■実施済み ■実施中・今後実施

2. 5 河川調査

(1) 調査・計画

1) 河川の調査

鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川水系において、河川改修や維持管理、水防に必要な雨量や水位・流量観測を行うとともに、河川環境の保全のため、水質調査や自然環境調査（陸上昆虫類、動植物等）を行います。

2) 河川整備基本方針・河川整備計画

平成 28 年 12 月 1 日に、鈴鹿川水系において概ね 30 年間における河川改修や維持管理の内容を具体的に示した河川整備計画を策定したことにより、4 水系全ての河川整備計画が策定されました。今後、改修や維持管理を行うために現況河道を適切に評価し、河川整備計画の内容についてフォローアップを行います。

また、現在気候変動の影響による降雨量の増大、海面水位の上昇などを考慮した河川整備基本方針への見直しを行っており、櫛田川・宮川については令和 7 年度に「河川整備基本方針検討小委員会」にて変更審議を行いました。今年度も引き続き、気候変動の影響を考慮した治水計画の見直し・検討を行います。

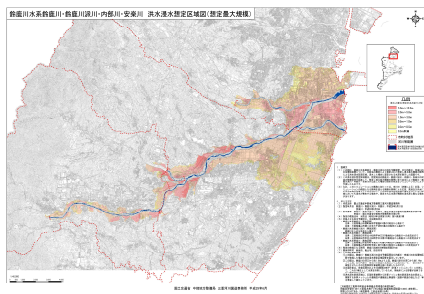
水系名	河川整備基本方針	河川整備計画
鈴鹿川	平成 20 年 6 月 1 日策定	平成 28 年 12 月 1 日策定
雲出川	平成 18 年 9 月 1 日策定	平成 26 年 11 月 25 日策定
櫛田川	平成 15 年 10 月 2 日策定	平成 17 年 8 月 3 日策定
宮 川	平成 19 年 11 月 22 日策定	平成 27 年 11 月 16 日策定

3) 洪水浸水想定区域図

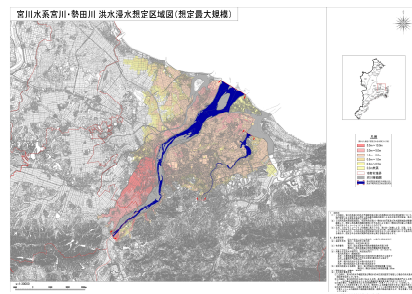
近年、全国的に計画規模を上回る降雨による水害が頻発していることから、平成 27 年 5 月に水防法が改正され、想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を指定・公表することとなり、平成 29 年 6 月に直轄管理区間全ての洪水浸水想定区域を指定しました。

洪水浸水想定区域を元に市町においてハザードマップの更新が行われています。

水系名	河川名	指定年月日
鈴鹿川	鈴鹿川・鈴鹿川派川・内部川	平成 28 年 5 月 31 日
	安楽川	平成 29 年 6 月 2 日
雲出川	雲出川・雲出古川・中村川・波瀬川	平成 28 年 12 月 15 日
櫛田川	櫛田川・佐奈川	平成 28 年 12 月 15 日
宮 川	宮川	平成 28 年 12 月 15 日
	勢田川	平成 29 年 6 月 2 日



鈴鹿川水系 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



宮川水系 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

(2)雲出川水系中村川・波瀬川・赤川等の特定都市河川への指定

流域治水の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法のなかをなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）の第3条第1項等の規定に基づき、国土交通大臣は、令和5年3月31日に、一級河川雲出川水系中村川・波瀬川等の計8河川について、三重県知事は同日付けで、三重県が管理する雲出川水系赤川（1河川）について、特定都市河川として指定しました。指定後は、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されたほか、法第6条および第7条の規定に基づき、令和5年7月25日に中部地方整備局長、三重県知事、津市長、松阪市長をはじめとした流域の関係機関、学識者、地域住民代表等が会し、雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策協議会を組織しました。

令和6年6月4日に開催した第3回 雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策協議会において、パブリックコメントにていただいたご意見を踏まえて協議を行い、流域水害対策計画を策定しました。今後は計画に基づき、河道掘削・遊水地等のハード整備の加速化に加え、貯留機能保全区域の指定や、流域における貯留・浸透機能の向上や水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を各自治体とともに流域一体で計画的に進めていきます。

近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

H26.8 雲出川からのバックウォーター等により 浸水被害が発生

(H21,H29等にも浸水被害が発生)

R3.3 雲出川水系流域治水プロジェクト策定・公表

R3.11 改正特定都市河川浸水被害対策法の施行
(特定都市河川を全国の河川に拡大)

R4.3 特定都市河川指定に向けて検討開始(雲出川
外流域治水協議会で意見交換)

R5.1 特定都市河川指定に向けて関係者間で合意

R5.3 **特定都市河川指定**
(流域水害対策推進表明書取交式開催)

R6.6 **流域水害対策計画策定**

H21.10洪水
雲出川・中村川
・波瀬川・赤川
合流部付近の
浸水状況



流域水害対策
計画策定後、
河川管理者等にて
(R6.6.4)



法的枠組み（特定都市河川制度）を活用した「流域治水」の本格的実践

ハード整備の加速化

特定都市河川浸水被害対策推進事業等の活用

- 流域水害対策計画を早急に策定し、位置付けられたメニューについて、整備を加速化
 - ・河道掘削、堤防整備
 - ・雲出川本川の無堤部対策
 - ・バックウォーターの影響を小さくするための遊水地整備等
 - ・下水道整備検討 等



雲出川・中村川・波瀬川・赤川合流部付近

流出抑制対策の推進

開発等に伴う流出増への対策の義務化
(雨水浸透阻害行為の許可)

雨水貯留浸透施設に対する補助率増上げ・減税
(補助率1/3→1/2,固定資産税1/6~1/2に軽減)

- 流出雨水量を現在よりも増加させる行為への対策を義務付け
- 流出雨水量を現在よりも減少させるための雨水貯留浸透施設の整備等を促進

水害リスクを踏まえた土地利用

リスクの低い地域への居住誘導・住まい方の工夫
(浸水被害防止区域の指定)

- 浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を「**浸水被害防止区域**」に指定することを検討

特定都市河川流域全体の取組により、安全度を早期に向上させる

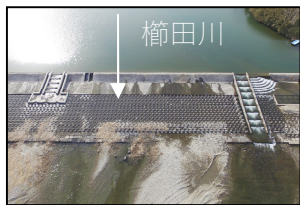
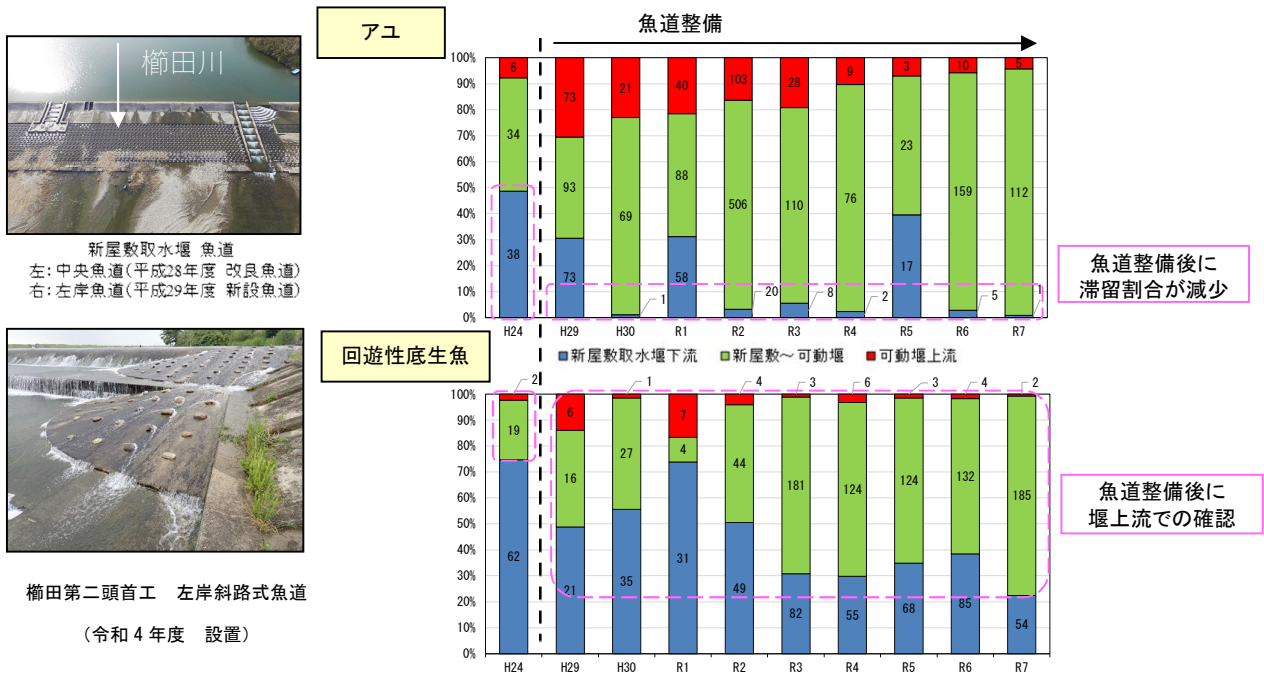
(3) 榑田川自然再生の推進

榑田川では自然再生計画（令和5年度に変更）の目標『榑田川がつなぐ人と自然・文化』の達成に向け、魚道整備により回遊魚の遡上を促すとともに湿地再生を進め、榑田川における河川環境の連続性向上及び地域活性化に向けた取り組みを実施しています。地域住民、関係団体、学識者・有識者、行政機関で情報共有、意見交換等を行い、連携して活動をするため、榑田川自然再生推進会議を開催しており、令和7年度までに11回の会議を開催しました。

平成28年度以降、榑田川下流部に設置されている各堰において、魚道の新設・改良を実施し、アユ・回遊性底生魚の遡上を確認しております。今後は榑田可動堰の魚道の改良に取り組んでいきます。

また、氾濫原や湿地環境の機能の低下に伴い、土砂堆積が進み陸域化して外来植生の拡大や樹林化が進行している砂州の切り下げによる湿地再生を計画しております。令和7年度は氾濫原湿地環境の再生に向けた事前調査と掘削等による整備を行っており、今後は整備箇所の事後モニタリングも実施していきます。

今後も引き続き、榑田川での魚類の遡上環境調査を実施するとともに、榑田川自然再生推進会議、技術専門部会を開催し、地域活性化に向け、地域と連携した榑田川における自然再生の推進を図っていきます。



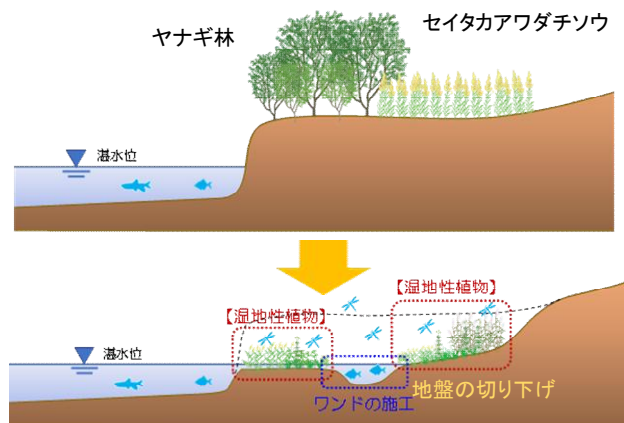
新屋敷取水堰 魚道
左: 中央魚道(平成28年度 改良魚道)
右: 左岸魚道(平成29年度 新設魚道)



榑田第二頭首工 左岸斜路式魚道
(令和4年度 設置)



第11回榑田川自然推進会議
(令和8年2月19日)



(4) 洪水予報・水防警報

出水時には気象庁などの関係機関とともに、住民や水防団へ「洪水予報」、「水防警報」等を発信しています。

住民の方々が自ら氾濫の危険性を知り、的確な避難行動などに役立つように、「川の防災情報」では、洪水予警報、水防警報、河川の水位、雨量、カメラ画像、レーダー雨量等の防災情報を公開しています。

また、平成30年5月より洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールを活用した「洪水情報のプッシュ型配信」を実施しております。

川の防災情報



パソコンから <http://www.river.go.jp/>

スマートフォンから <https://www.river.go.jp/s/>



洪水情報のプッシュ型配信

①河川氾濫のおそれ	②-i 河川氾濫発生 (河川の水が堤防を越えて流れ出ている時)	②-ii 河川氾濫発生 (堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出ている時)
<p>【件名】 河川氾濫のおそれ</p> <p>【本文】 警戒レベル3相当</p> <p>〇〇川で氾濫のおそれ</p> <p>〇〇(〇〇市)付近で河川の水位が上昇、氾濫が発生する危険があります</p> <p>自治体からの情報を確認し、安全確保を促す必要に応じて適切な避難行動をとってください。今後、氾濫が発生すると、避難が困難になります</p>	<p>【件名】 河川氾濫発生</p> <p>【本文】 警戒レベル3相当</p> <p>〇〇川で氾濫が発生</p> <p>〇〇市〇〇地区(〇〇町)付近で河川の水位が堤防を越えて流れ出ているため、氾濫が発生しています</p> <p>命を守るための適切な避難行動をとってください</p>	<p>【件名】 河川氾濫発生</p> <p>【本文】 警戒レベル3相当</p> <p>〇〇川で氾濫が発生</p> <p>〇〇市〇〇地区(〇〇町)で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出ているため、氾濫が発生しています</p> <p>命を守るための適切な避難行動をとってください</p>

配信内容(案)

対象水系	鈴鹿川		雲出川		
	対象基準観測所	高岡	亀山	雲出橋	大仰
① 河川氾濫のおそれ (氾濫危険水位到達時)	—	—	津市	津市	
②-i 河川氾濫発生 (河川の水が堤防を越えて流れ出ている時)	鈴鹿市 四日市市	鈴鹿市 亀山市	津市	津市	
②-ii 河川氾濫発生 (堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出ている時)	鈴鹿市 四日市市	鈴鹿市 亀山市	津市	津市	

対象水系	榑田川	宮川	
	対象基準観測所	榑田橋	両郡
① 河川氾濫のおそれ (氾濫危険水位到達時)	明和町	多気町 明和町	伊勢市 玉城町
②-i 河川氾濫発生 (河川の水が堤防を越えて流れ出ている時)	明和町	多気町 明和町	伊勢市 玉城町
②-ii 河川氾濫発生 (堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出ている時)	明和町	多気町 明和町	伊勢市 玉城町

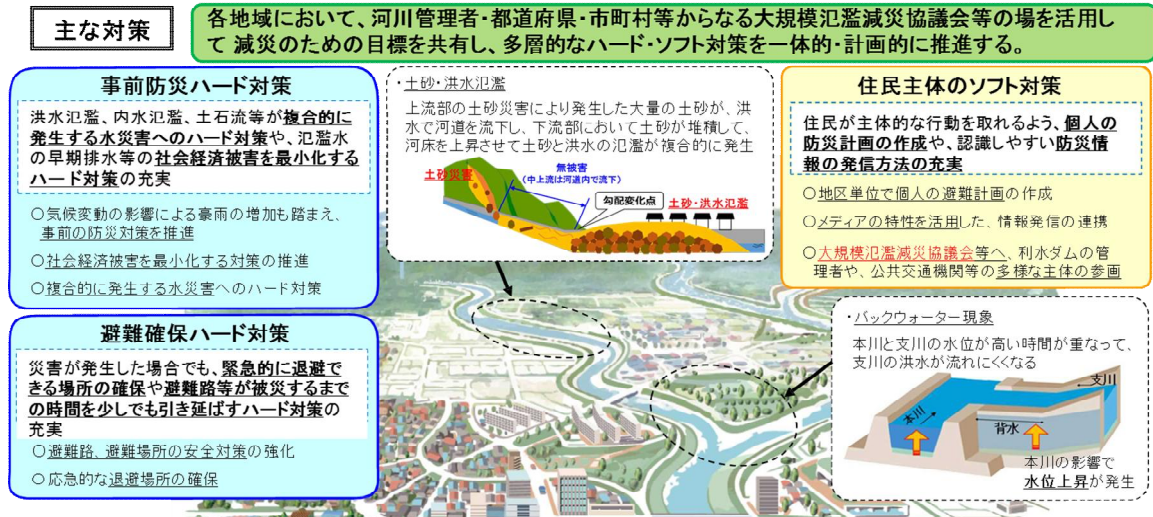
配信対象市町

(5) 水防災意識社会再構築ビジョン

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨を受けて、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える水防災意識社会の再構築を目的とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、河川管理者、県、市町等からなる協議会等を設置し、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に進めることにしています。

三重河川国道事務所では、平成 28 年度に管内 4 水系で災害対応連絡会を設置・開催し、策定した各水系の減災に係る取組方針のフォローアップと、構成機関内の情報共有・意見交換を通じて取組の推進と連携強化を図っています。

https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/river/conference/daikibo_hanran/index.html



平成 30 年度には、平成 29 年 6 月の水防法改正に伴い、流域全体として取組を促進するため、国と県管理河川各々で開催していた協議会を統合し、『大規模氾濫減災協議会』を設置・開催しました。その後、高齢者福祉部局や防災教育等関係機関、鉄道事業者が協議会へ新たに参画し、連携しながら取組を実施しております。

令和 3 年度は、平成 28 年度に策定した減災に関わる取組方針が目標期間である 5 年を迎え、これまでの取組状況や流域治水プロジェクトの施策を踏まえ、新 5 カ年（令和 3 年度～令和 7 年度）の取組方針を改定しました。



令和 7 年度 第 1 回
鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外
大規模氾濫減災協議会（合同開催）

令和 8 年度には、新たな取組方針を定め、引き続き関係機関と連携し、取組内容をフォローアップするとともに、重点的に取組むべき項目について協議・共有し、「水防災意識社会」を再構築する取組をより一層充実・加速化していきます。

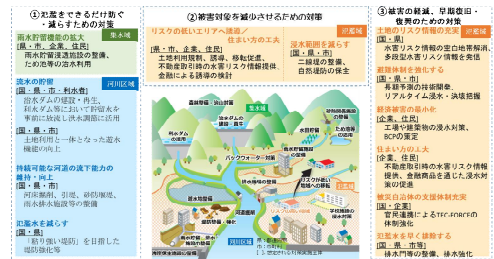
(6) 流域治水プロジェクト

気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、これまでの河川、下水道などの管理者が主体になって行う治水対策に加え、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その流域のあらゆる関係者により流域全体で行う治水、「流域治水」へ転換し、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策②被害対象を減少させるための対策③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を多層的に進めるため、早急に実施すべき具体的な治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」としてとりまとめ、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を流域関係者により連携して計画的に推進することを目的として流域治水協議会を設置し、令和3年3月末に鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川水系の流域治水プロジェクトを策定・公表しました。

また、流域治水の更なる推進のため、流域治水プロジェクトにおける河川整備をはじめとする様々な対策の目標とする外力について、将来の気候変動の影響も考慮し、令和5年8月に雲出川水系の、令和6年3月末に鈴鹿川・櫛田川・宮川水系の流域治水プロジェクトを「流域治水プロジェクト2.0」として更新しました。

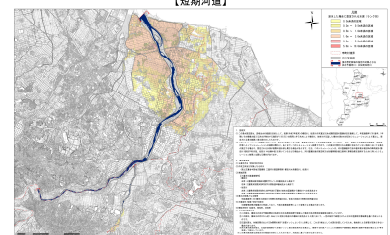


雲出川水系流域治水プロジェクト2.0

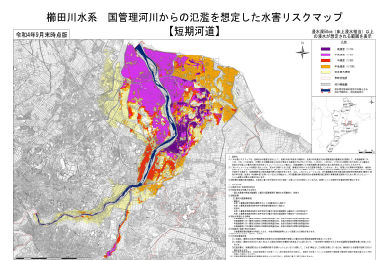


流域対策のイメージ

櫛田川水系 国管理河川の浸水想定図 (1/30規模降雨)



櫛田川水系 国河川管理の浸水想定図 (1/30規模)【短期河道】



櫛田川水系 国河川管理からの氾濫を想定した水害リスクマップ 浸水深50cm以上【短期河道】

国や都道府県では、これまで、水防法に基づき住民等の迅速かつ円滑な避難に資する水害リスク情報として、想定最大規模降雨を対象とした「洪水浸水想定区域図」を作成し公表してきました。これに加えて、土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取組を推進することを目的として、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水深を明らかにするため、令和4年度に鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川水系の「多段階の浸水想定図」及び「水害リスクマップ」を作成・公表しました。

○多段階の浸水想定図

公表済みの浸水想定区域図も、浸水深のランク別の浸水範囲を異なる色で示した図を、より頻度の高い複数の年超過確率で多段階の浸水想定図を作成しました。

○水害リスクマップ

1/10～想定最大規模降雨の降雨により浸水した場合に想定される多段階の浸水想定図を重ね合わせたもので、年超過確率毎の浸水域を示した図です。なお、現在の多段階の浸水想定図及び水害リスクマップは、国管理河川の氾濫のみを示しております。

三重河川国道事務所管内の多段階の浸水想定図及びリスクマップについて

https://www.cbr.mlitt.go.jp/mie/river/conference/ryuiki-chisui/risk_map.html

今後、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で、本プロジェクトに基づくハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速化するとともに、対策の更なる充実や協働体制の強化を図ります。

<https://www.cbr.mlitt.go.jp/mie/river/conference/ryuiki-chisui/index.html>

2. 6 河川管理関係

(1) 河川巡視等

1) 河川パトロール

平常的に河川を巡回し、異常や変化を把握します。また、不法投棄や不法工作物等の監視を目的とした目的別巡視や、災害時巡視などを行います。

2) 堤防徒歩点検

出水期前・台風期においては徒歩点検を実施し、河川パトロールとは別に堤防等の状況をより細かく把握するために点検を行います。

3) 安全利用点検

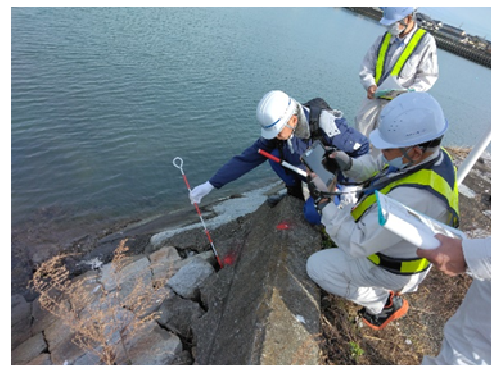
ゴールデンウィーク前に河川内での水難事故防止を目的として、水際に転倒しやすい箇所はないか、注意喚起の看板が倒れていないかなどを現場で点検します。

4) 出水期前点検

出水期前に河川許可工作物の管理者と合同で、施設の安全性及び許可工作物が適切に機能しているかを確認します。



タブレット端末を利用した河川巡視



堤防徒歩点検状況



堤防徒歩点検状況



出水期前点検状況

(2) 維持修繕工事

1) 損傷箇所の補修及び流木対応

河川巡視などで発見した損傷箇所は、応急維持対応等を行い安全性を確保します。

また、台風などの出水で河川内に漂着した流木は、河川管理施設等へ悪影響を及ぼさないよう撤去します。なお、河川内から撤去した流木については、薪ストーブなどに活用するための無料配布を行うなど、処理にかかる費用の削減と資源の有効活用に努めています。

< 応急維持対応 >



< 損傷箇所の補修 >



< 流木の処理 >



2) 堤防除草など

堤防の健全性を確認するために堤防除草を行います。

堤防除草により発生した刈草は、無料配布するなど、刈草の処理にかかる費用の削減と資源の有効活用に努めています。また伐採した木の無料配布も行っています。



除草作業



堆肥化した草の無料配布



伐採した木の無料配布

(3) 事故対応（水質）

油や化学物質が河川内に流入した場合、河川からの取水（水道、工業用水、農業用水など）を困難にさせるほか、水質、生態系への影響も懸念されます。令和7年度は三重四水系で4件の水質事故が発生し、流入箇所の公物管理者や漁協等の関係機関とともに、迅速な対応と情報提供を行っています。

令和8年度も良好な河川水質が保てるよう、関係機関と連携して水質事故対応に取り組んでいきます。



下流への油流出拡大防止のためオイルキャッチャーを設置

(4) 事故対応（水難）

利用者が安全に河川を利用できるよう、河川や流域の特徴を整理し、河川情報の入手方法や利用に関する啓発を図り、安全な河川敷地利用に努めています。水難事故の未然防止や、事故発生時の情報共有等を協議するため、警察、消防、県、関係市町及び漁業協同組合等の代表者が集まり、各水系で「安全な河川敷地利用連絡協議会」を開催しています。

引き続き関係機関と連携して、水難事故防止対策に取り組んでいきます。



安全な河川敷地利用連絡協議会の開催状況

(5) 渇水対応

降水量が少なく河川流量が減少すると、河川環境の悪化による魚類等への影響や、取水困難による市民生活、企業活動、農業等への影響が発生します。そのため、河川管理者は河川を監視するとともに、必要な情報提供を行い、利水者間で節水などの取り決めについて協議を行います。

直近では、令和元年度に宮川で渇水調整を行い、宮川ダムの発電貯留量の一部をかんがい用水として融通を行う措置の決定や節水を実施しています。

令和7年度は年間を通じた少雨により、櫛田川、宮川で渇水となり、渇水対策支部を設置し河川の監視の強化や関係者との情報交換を行うなど渇水対応を進めました。

今後も引き続き、関係機関と連携して渇水に備えた対応を図っていきます。



流況監視（定点監視、瀬切れ調査等）



渇水調整協議会の開催状況



渇水情報の広報
(事務所ホームページより)

(6) 河川愛護

河川愛護思想の普及啓発を目的として平成13年より「川と海のクリーン大作戦」を呼びかけ、河川・海岸の清掃活動を実施しています。令和7年度は、9月～11月に実施し、322名の方々に参加を頂き、2トントラック8台分のゴミを回収することが出来ました。令和8年度も引き続き清掃活動に取り組んでいきます。



川と海のクリーン大作戦における清掃活動

(7) 不法占用・不法行為対策

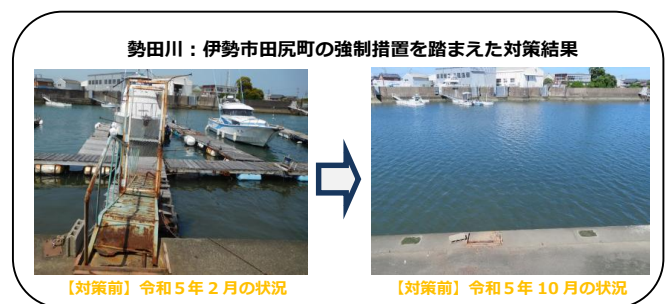
勢田川などの河口部では、河川法の占用許可を受けずに係留されている船舶が多数存在し、津波や高潮により護岸等施設を乗り越えた場合の近隣への被害や、船舶からの油漏れ等、様々な面で河川管理上の問題を引き起こすおそれがあります。

勢田川では、平成21年に地域住民の代表者や漁業関係者、行政が中心となり協議会を設立し、係留場所の確保や不法係留船の撤去等について協議しています。

不法係留船ゼロを目標に、①既存係留施設の管理者の決定（占用許可）、②所有者不明船の強制撤去、③自主撤去を促す啓発チラシを船舶所有者に送付、④行政代執行を見据えた強制措置など、様々な取組を実施した結果、協議会設立時に約950隻あった不法係留船は、44隻（県担当：44隻、国担当分は解消）[令和7年10月時点]と大幅に減少しました。

令和8年度も勢田川の不法係留船ゼロの実現に向け、引き続き関係機関と協力して取組を進め、雲出川・櫛田川・宮川についても、不法係留船対策を進めていきます。

また、その他の不法占用やゴミの不法投棄などの不法行為についても、是正と防止対策を進めます。



協議会設立後の不法係留船数の推移

